

# 第三次地域管理経営計画書

(東三河森林計画区)

計画期間	自	平成20年4月1日
	至	平成25年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の管理経営基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象とする国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間である。

## 目 次

はじめに	．．．	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	．．．	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	．．．	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	．．．	4
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	．．．	6
(4) 主要事業の実施に関する事項	．．．	7
(5) その他必要な事項	．．．	8
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	．．．	8
(1) 巡視に関する事項	．．．	8
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	．．．	9
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	．．．	9
(4) その他必要な事項	．．．	10
3 林産物の供給に関する事項	．．．	10
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	．．．	10
(2) その他必要な事項	．．．	10
4 国有林野の活用に関する事項	．．．	11
(1) 国有林野の活用の推進方針	．．．	11
(2) 国有林野の活用の具体的手法	．．．	11
(3) その他必要な事項	．．．	11
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	．．．	11
(1) 国民参加の森林に関する事項	．．．	11
(2) 分収林に関する事項	．．．	12
(3) その他必要な事項	．．．	12
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	．．．	13
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	．．．	13
(2) 地域の振興に関する事項	．．．	13
(3) その他必要な事項	．．．	14

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年以降、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。

また、平成18年に策定された新たな「森林・林業基本計画」では、水を育み国土を守る森林を緑の社会資本と位置づけ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、多様で健全な森林の育成・整備、国産材の安定供給などを進めることとし、国有林野事業においては、保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存等と合わせ、民有林関係者との一層の連携の下、流域全体の視点に立った治山事業の効果的、効率的な実施、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの整備、民有林からの供給が期待しにくい樹種等を含めた林産物の持続的、計画的な供給、研修等のフィールドの提供や技術者の派遣等の取組を推進することとした。

さらに地球温暖化防止の観点から平成14年に策定された「地球温暖化防止森林吸収源10年対策」に基づき、間伐等を効果的、効率的に推進することが重要な課題となっているところである。

加えて、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等森林に対する国民の多様な要請を踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の展開が必要とされているところである。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、かつ「国有林の地域別の森林計画」と調和して、今後5年間の東三河森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、東三河森林計画区の国有林野7,642haである。

当計画区の国有林野は、愛知県内における東部の豊川、宇連川流域に位置し、林分内容は、人工林率が92%と極めて高く、天然林は、ナラ、ブナ等の広葉樹がその65%を占めている。

豪雨災害等により森林整備に対する関心が高まる中で、広域にわたる流域の山地災害防止、東三河地域の主要な水源としての役割が重要であり、国有林野面積の94%が水源かん養林、土砂流出防備保安林に指定されている。このほか、自然景観に恵まれた地域については、天竜奥三河国定公園、段戸高原県立自然公園等の自然公園に指定されており、自然観察教育林のレクリエーションの場として多くの人々に利用されている。このような公益林については、原則保安林とし、その適切な管理を推進することとする。

また、「三河材」の生産地であり、流通・加工団地によるスギ、ヒノキの産地化形成が進みつつある。

このため、当計画区では、水源かん養機能等の高度発揮とあわせ保健文化機能を重点的

に発揮させるための多様な森林の整備を進めるとともに、林産物の供給を通じ地域振興が図られるように管理経営を行っていくこととする。

具体的には

- ① 国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しながら、国有林野を次の3つの機能類型に区分し、私有林の森林施業との連携に配慮しつつ、区分に即した健全で活力のある森林の整備を推進し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

- ② 森林の有する公益的機能の発揮のため、長伐期化、針広混交林化等多様な森林の整備を率先して推進することとする。

- ③ 地球温暖化防止に貢献するため、森林吸収源対策としての間伐等を着実に実施することとする。

- ④ 国有林材の安定供給システムや、作業路網の整備と高性能林業機械による低コスト・高効率作業システムへの取組により、木材の安定供給に努めることとする。

- ⑤ 流域の特性に応じた森林整備や木材の安定供給の推進等にあたっては、愛知県や関係市町村等との情報交換、研修等のフィールドの提供等を積極的に行い、私有林との連携強化を図ることとする。

- ⑥ 開かれた「国民の森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の活用、ボランティア団体等と連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区における地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 田口・豊邦地域（段戸国有林）

当地域は東三河北部に位置し、設楽町に所在する国有林野5,299haであり、豊川・矢作川の水源として、三河地域の重要な水源となっており、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

(ア) 段戸国有林のうち段戸裏谷地域のモミ、ツガ群落原生林及び段戸高原県立自然公園については、自然環境の維持を図ることが期待され、多くの学校が教育の場として活用している。同箇所は自然観察の場に適した森林として保健文化機能の発揮が期待されているため森林と人との共生林に区分し、管理経営を行うこととする。

(イ) 地形・地質等の条件から土砂の流出防備、水源かん養の機能の発揮が期待されている森林は、水土保持林に区分して、管理経営を行うこととする。

(ウ) 当地域は、古くから「三河材」の一大生産地となっており、公益的機能の発揮に配慮しつつ、森林資源の有効利用を図ることとする。

#### イ 檜原地域（檜原国有林）

当地域は、主に東三河北部に位置し、設楽町に所在する国有林野220haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

当地域は茶臼山高原道路に面した地域であり、天竜奥三河国定公園に指定され、東海道自然歩道の背景林となっているなど、優れた自然美を構成する森林が多い地域である。また、一方では全域が山地災害が危惧される地域となっていることから、地形・地質等の条件から山地災害防止及び水源かん養の機能の発揮が期待される森林は、水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

#### ウ 棚山、一の又、川合地域（棚山、一の又、川合国有林）

当地域は、主に東三河東部に位置し、新城市、設楽町に所在する国有林野776haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

また、林地傾斜が急峻であり、土壌が浅く風雨などの気象害が発生しやすい条件にあるため、山地災害防止機能の発揮に配慮し、水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

#### エ 甚古山、八名地域（甚古山、八名国有林）

当地域は、主に東三河南部に位置し、新城市に所在する国有林野176haであり、大部分がヒノキ、スギの人工林となっている。

当地域は、大半がヒノキ、スギの人工林で形成されているが、土壌が浅いため気象害が発生しやすい箇所となっている。また、都市近郊から近距離の位置にあり、体験林業等学習の場として活用されている。そのため、保健文化機能の発揮に配慮しつつ、水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

#### オ 豊橋地域（豊橋、大沢国有林）

当地域は、主に東三河南部に位置し、豊橋市に所在する国有林野1,167haであり、大部分がヒノキ、スギ、クロマツの人工林となっている。

当地域は、都市近郊に隣接した位置にあり、石巻山多米県立自然公園など、自然観察教育の場に適した森林が多く、四季を通じて一般の入り込み者が多い地域となっていることから、保健文化機能の発揮に配慮しつつ、水源かん養機能の発揮を重点として、主として水土保持林に区分し、管理経営を行うこととする。

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に類型化し、以下のとおり、機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型区分ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

### ① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

#### ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の10%）は、主に土砂の流出、崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深くかつ広く発達し、下層植生の発達が良好な森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

（ア）針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとする。

（イ）天然力の活用によりの確な更新が図られると認められる林分については、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を実施し、針葉樹・広葉樹及び深根性樹種・浅根性樹種が混交するように努めることとする。

（ウ）ヒノキ等の育成単層林については、択伐・間伐により育成複層林施業を実施し、針広混交林への誘導に努めることとする。

#### イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の65%）は、主に渇水緩和や水質保全等水源かん養機能の発揮を第一とし、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

(ア) 周辺の森林資源の状況等から将来にわたって、人為を積極的に加えていくことが適切と判断されるヒノキ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返すなかで、下層植生が発達した林分構造を維持しつつ、育成単層林施業を実施する。また、比較的傾斜が緩く下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等のおそれのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散型の施業を実施することとする。

(イ) 特定の水源の保全、景観維持等を図るため、必要な林分については、複層伐等により育成複層林施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の面積

(単位：h a)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	7 7 9	4 , 9 7 7	5 , 7 5 6

## ② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、次の2つのタイプに区分して取り扱うこととする。

### ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の0.2%）は、主に原生的な森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 森林施業は、原則として自然の推移に委ねることとする。

(イ) 自然維持タイプの森林のうち原生的な森林を保護するため、段戸国有林内のモミ、ツガ林（段戸モミ・ツガ植物群落保護林）を引き続き保護林として管理していくこととする。

### イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の17%）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図ることなど保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、周辺の山岳や渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森

林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

(ア) 天然生林施業を行うほか、美的景観を確保するため必要がある林分については、間伐や育成複層林施業を実施し、自然観察等に適した森林の造成や修景施業などを行うこととする。

(イ) 森林空間利用タイプの森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる森林を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
	うち、保護林	うち、レクリエーションの森			
面 積	1 4	1 4	1, 2 7 5	1, 2 6 9	1, 2 8 9

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の8%）は、公益的機能の維持増進に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件等を勘案して、安定的かつ効率的に木材を生産することに努め、計画に沿った適切な施業を実施し、主伐実施後は公益的機能の低下を招かぬよう早期の更新と適切な施業を推進する。なお、資源の循環利用林の大半を占める分収林については分収契約に基づき公益的機能の維持増進にも配慮しつつ適切に管理経営していくこととする。

資源の循環利用林の面積

(単位：h a)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	5 9 3	4	5 9 7

(3) 流域管理システムの推進に必要な事項

民有林との連携の強化、東三河流域森林・林業活性化協議会等を通じた流域の課題やニーズの的確な把握、「流域管理推進アクションプログラム」の着実な実施に努めつつ、林

業事業体の育成にも資することとし、流域を単位として民有林、国有林が連携して森林の整備等を行う「流域管理システム」に先導的・積極的に取り組むこととする。

このような中で、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 市町村等との連携強化を通じた流域の課題や地域ニーズの的確な把握に努める。
- ② 流域森林・林業活性化協議会等の各種会議への積極的な参加により、民有林及び関係機関との連携を図る。
- ③ 民有林と国有林が連携した間伐等の施業連携に向けた取組みを検討する。
- ④ 林業技術の開発及び普及・啓発を推進する。
- ⑤ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア等と一体となった取組みを推進する。
- ⑥ 民有林林道等の計画との調整を図り、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備に向け連携を推進する。
- ⑦ 流域のニーズに応じた、技術開発や研修に必要なフィールドの提供を推進する。
- ⑧ 下流部の都市部住民等国民各層への森林・林業の理解を深めるため、レクリエーションの森等、森林の利用の促進や体験林業等を通じた、森林環境教育を推進する。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、これらを適切に実施することにより、健全な森林の育成・整備に努めることとする。特に森林吸収源対策としての間伐等については、第一約束期間（平成20年から24年）を念頭に着実に実施することとする。

なお、

- ① 労働安全衛生の確保
  - ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
  - ③ 高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
  - ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化
- 等を推進し、民有林行政と連携を図りつつ、事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

#### ア 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>)

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	27,438	62,884(767)	3,178	93,500

注1：( )は、間伐面積である。

## イ 更新総量

(単位：h a)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	5 0	—	5 0

## ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	下刈	つる切	除 伐	枝 打
計	2 3 4	2 8	5 2 2	1 8 3

## エ 林道の開設及び改良総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	2	2, 8 0 0	3 6	7 2 0

## (5) その他必要な事項

## 治山事業の計画的な実施

当計画区は、東三河地域の重要な水源地帯であることに加え、都市近郊林として地域住民に親しまれる森林となっている。治山事業については、土砂の流出防止等災害に強い安全な国土づくり、水源かん養機能の強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能の適正な発揮を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

特に当計画区の国有林は、天竜奥三河国定公園、段戸高原県立自然公園等優れた自然景観を呈する森林が多く、レクリエーションの場として多くの人に活用されていることから景観の保持に配慮した治山事業の実施に努める。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

## (1) 巡視に関する事項

## ① 山火事防止等の森林保全巡視

ア 当計画区内の国有林野のうち約2割が「森林と人との共生林」に区分されており、特に、春季と秋季の乾燥期はレクリエーションの森の利用等による入り込み者の増加と相まり山火事の発生の危険が増大する。このため、地元市町村等と連携を密にして

山火事防止の啓発活動及び巡視を行うこととする。

イ 動植物の保護、自然環境の保全や不法投棄防止の啓発等に努め、特に利用者が増加するシーズンには林野巡視等を強化することとする。

② 境界の保全管理

都市近郊にある国有林野として、隣接地に宅地、開発地等が多く、国有林野を適切に管理経営していく上で、境界の保全管理は重要であることから、境界標、標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、その適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道等の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害については、被害の早期発見に努めるとともに、発見した場合は関係行政機関等と連携しながら適切かつ効果的な防除に努めることとする。

近年、松くい虫被害は減少傾向にあるものの依然毎年被害が発生しており、そのまん延を防止するため、地元自治体等を通じた民有林との連携の下、伐倒、薬剤処理等により効果的な防除を実施することとする。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

希少な野生動植物が生息・生育する森林の保全、生物多様性の維持等が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じて、優れた自然環境を有する森林等の適切な保全・管理に努めることとする。

また、保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価する観点から、保護林モニタリング調査を実施し、調査結果を蓄積することにより、個々の保護林の状況に応じたきめ細やかな保全・管理を推進する。

当計画区における保護林は次のとおりである。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
植物群落保護林	1	1.4
総 数	1	1.4

注) 保護林の設定目的は、以下のとおりである。

・植物群落保護林：

国又は地域の自然を代表する植物群落、歴史的・学術的価値の高い個体等の保護

(4) その他必要な事項

カモシカ、野鼠等による被害防除

カモシカ被害をはじめ獣害の防除対策の実施等について、県・市町村・関係行政機関等と連携を図りながら、その促進に努めるとともに、被害状況の実態把握のための巡視や予察調査、防護柵の設置及び忌避剤の塗布など早期発見及び適切かつ効果的な防除対策等に努めることとする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

森林の多面的機能の発揮の観点から、木材生産も森林の主要な機能の一つとして位置付け、多様で健全な森林の整備を通じて生産されるヒノキ、スギ等の計画的・安定的な供給を図ることとし、木材の搬出に当たっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの普及・推進を図ることとする。

また、地域ブランド材の「三河材」について、民有林行政等との連携により産地銘柄の形成に努めることとする。

② 木材の販売

優良材については、公売又は委託販売（素材）を原則とし、樹材種の特質などに応じて、効果的な販売を推進することとし、間伐等により搬出される低価格な一般材等については、「国有林材の安定供給システム販売」による需要・販路の拡大を図ることとする。

注）・国有林材の安定供給システム：

需要・販路の拡大を図る必要のある一般材及び低質材について、一定の要件を満たす工場及び素材生産を実施するもの等との相互協定を締結して、計画的に販売することにより、国有林材の需要・販路の確保・拡大と併せて地域の中核的な素材生産・素材流通、製材の担い手の育成、流域管理システムの推進等に資するシステム

(2) その他必要な事項

① 木材は、再生産可能な資源であり、他の素材と比較して製材製造時の消費エネルギーが少なく、炭素を長期間貯蔵できる素材であることから、「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」、「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、木材利用促進を図るため以下の取り組みを推進することとする。

ア 県・市町村等と連携して、「木づかい運動」等国産材のPR活動を通じて、公共施設などの木造化・内装の木質化、間伐材の土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の推進について、関係機関などへ要請するとともに、国産材利用の積極的な普及・啓発に努めていくこととする。

イ 庁舎等の新改築に当たっては木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用推進に取り組むこととする。

② 森林花木、土石等国有林野に有する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な販売に努めるものとする。

#### 4 国有林野の活用に関する事項

##### (1) 国有林野の活用の推進方針

① 当該計画区は、高原地帯の溪流と森林が調和した美しい景観を有する国有林野や都市圏に隣近した森林が所在しており、モミ・ツガ群落保護林を中心とした愛知県有数の自然林や、東海自然歩道もあり森林浴、ハイキングやキャンプ等森林レクリエーション資源が豊富なことから、地元自治体等と調整を図りながら国民の保健・文化・教育的利用に資するレクリエーションの森等の活用を推進することとする。

② 地域の社会的、経済的状況を考慮して、公用・公共用施設への活用をはじめ、地域における産業の振興、住民の福祉の向上など地域社会の活性化に資するよう「市町村の森」等による国有林野の活用を地方公共団体の要請に応じ積極的に推進することとする。

注) ・市町村の森：

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方自治体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林

##### (2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用形態ごとの手法は以下のとおりである。

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等……………貸付
- ② 「市町村の森」……………売払い
- ③ 県道等道路用地……………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等……………所管換

##### (3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元市町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

#### 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 国民参加の森林に関する事項

① 国民参加の森林づくりを推進することとし、ボランティア団体、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」（注1）については、各種団体等との情報交換などを通じて、さらなる活用、拡大に向け積極的に取り組むとともに、

国有林野を活用したボランティア団体、NPO等の活動を積極的に支援することとする。

#### ふれあいの森

名 称	面 積 ( h a )	備 考
名古屋シティ・フォレスト倶楽部の森	3	段戸国有林35は林小班
中日森友隊の森	1	段戸国有林35ほ林小班
穂の国・みんなの森	2	段戸国有林121ち林小班

- ② 地域の伝統行事や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」(注2)の設定に向けて、市町村等への情報の提供などPR活動を図ることとする。

#### (2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要請に応えるため、分収林制度を活用し、特に都市近郊にある国有林野としての地理的条件等を活かし、市町村や学校等が行う分収造林や都市部企業等が「法人の森林」(注3)により社会貢献活動として行う森林づくりを積極的に推進することとする。

#### (3) その他必要な事項

##### ① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア団体、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等の多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」(注4)、林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ その際、教職員やボランティア団体のリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

##### ② 森林整備等の協定の推進

森林整備や保全活動の要請に対応した企業・NPO等と森林管理署等との協定の締結等を積極的に推進することとする。

##### ③ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

④ NPO等の支援の推進

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林の積極的な利用を推進することとし、特に自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO等や教育関係者の活動支援及び情報提供、受け入れ体制整備に努めることとする。

注1) ・ふれあいの森：

自主的な森林整備活動を行うボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度。

注2) ・木の文化を支える森づくり：

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度。

注3) ・法人の森林：

一般企業等が社会貢献活動としての森林づくり、社会教育の場としての森林づくりを通して、国土保全、森林資源の造成を目的として整備を行う森林。

注4) ・遊々の森：

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度。

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、各種試験地及び施業指標林の展示等を通じて地域の林業関係者等への指導及び普及を図ることとする。

また、林業技術の開発等にあたっては、地域のニーズに即して国有林野のフィールドを活用し、地域と一体的に推進することとする。

(2) 地域の振興に関する事項

地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つであり、森林の整備や「三河材」等林産物の供給、国有林野の活用、段戸地域等の森林空間の総合利用など、国有林野の諸活動と多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

(3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国有林野は、優れた自然環境を有する森林が多く、多種多様な生物が生息・生育することから、特に、希少な野生動植物種については、生息・生育状況の把握にも努めつつ、生息・生育環境の保全を図るなど、生物多様性の保全に配慮した管理経営に努めることとする。